

特養における一部ユニット型施設類型について

提案の概要

- 特別養護老人ホームについて、平成23年に一部ユニット型施設類型が廃止されたことにより、ユニット型個室部分と従来型個室・多床室部分をそれぞれ別施設として指定する取扱いとなったが、施設全てをユニット化する利用者居室形態を選択できないこと、指定変更により指定地域密着型施設となる場合には施設所在地の市町村の住民以外は施設を利用できないこと等の問題があるので、一部ユニット型施設類型を認めるような基準の改正を提案する。

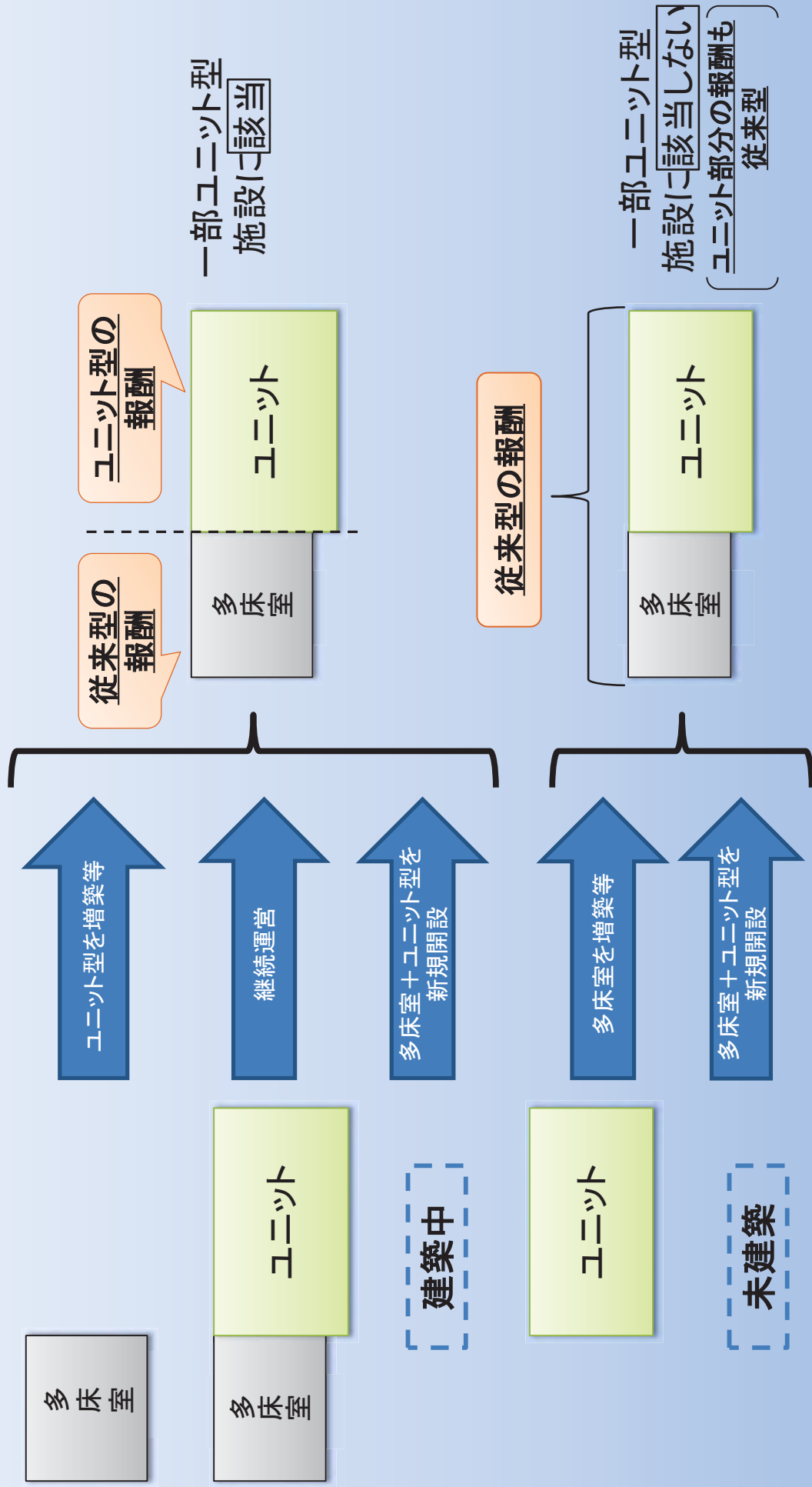
厚生労働省としての考え方

- 平成15年4月以降、ユニット型施設類型を創設したことに伴い、提供するケアの性質が異なるユニット型個室とそれ以外の居室については、それぞれのケアに見合った介護報酬を設定するとともに、新たにユニット型個室と従来型多床室等を合築する場合も、それぞれ別の施設として指定を受けるとしたところ。一方で、既存の従来型施設が増築等によりユニット型個室部分と従来型多床室等の部分を併せ持つこととなった場合は、経過的に一部ユニット型施設とし、居室類型ごとに介護報酬の算定を可能としていた。ところが、平成22年当時、平成15年4月以降にユニット型個室と従来型多床室等が混合する形態で建築された35施設(11都県)について、誤って一部ユニット型施設として指定され、居室類型ごとに介護報酬を算定していたために、ユニット型個室部分の介護報酬の過払いが発生していることが報道等で判明した。
- これを受け、厚生労働省としては、社会保障審議会介護給付費分科会で議論を行った上で、区分が不明確な一部ユニット型施設類型を廃止し、それぞれ別施設として指定を受ける必要があることを平成23年9月より明確にしたところ。
- 現行制度でも、施設全てをユニット化することは求めておらず、ユニット型個室と従来型多床室等を併設して設置できるため、居室形態を利用者が選択できる施設を整備することは可能。
- また、指定変更により市町村が指定する指定地域密着型施設となる場合でも、当該施設所在地以外の市町村から事業所の指定を受けることで、当該施設所在地以外の市町村の住民も施設を利用可能。

一部ユニット型施設に該当する特別養護老人ホーム

H15. 4. 1現在

H15. 4. 2以降



一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ

(社会保障審議会介護給付費分科会 平成22年9月21日)

1. 基本的な考え方

- 介護老人福祉施設については、要介護高齢者の尊厳保持の観点から、新設の施設については個室とする必要がある。計画中・建築中の介護老人福祉施設は多床室もやむを得ないが、今後、新設を計画する施設については、基本的に多床室ではなくユニット型施設の整備とすべき。

2. ユニット型施設の推進方策の強化

- ① 地域主権改革推進一括法案の成立・施行後においては、生活保護受給者も入所できるような実態となることを前提に、「参酌すべき基準」と整理されている介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準においては「1名」とするよう検討すべきである。
- ② 介護老人福祉施設の整備に係る助成をユニット型施設に重点化、平成24年度以降は限定して行うことを検討すべきである。
- ③ 介護給付費分科会において、ユニット型施設の整備推進の方針を踏まえて介護報酬を検討すべき。
- ④ 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の推進、生活保護受給者への支援の在り方についても検討すべきである。
- ⑤ 補足給付のあり方も含め、低所得者のユニット型施設の利用対策について、施設類型・所得段階ごとの公平性を踏まえながら介護給付費分科会で検討することが必要。

3. 一部ユニット型に係る規定の整理について

- ① 一部ユニット型施設という類型を廃止し、ユニット型施設部分と従来型施設部分のそれぞれ別施設として指定を行う。
- ② ①に伴い、人員、設備に関する基準について整理を行う。

4. ユニット型施設の今後の検討項目

- 施設の進捗状況、介護保険施設の機能等を踏まえた上で、ユニット型施設の施設類型の一層の明確化、整備目標、人員配置、ユニットの定員数などについて、介護給付費分科会で検討。

5. 介護報酬の返還について

- ① 指定権者である都道府県、保険者である市町村、施設において、個室ユニットケアが行われているかの確認を行うこととする。
- ② その上で、ユニット部分について個室ユニットケアがなされていることを前提に、地域の実情、利用者への影響などを含め、三者で相談することとし、それを踏まえ、保険者が介護報酬の返還を求めないという判断も可能とする。

「ユニット型」の介護老人福祉施設について

○「ユニット型介護老人福祉施設」については、ユニットケアを実践する上で不可欠である、①個室と共同生活空間と
いった「ハード面」での整備と、②ユニットごとの手厚い職員配置などにより介護を行うといった「ソフト面」での取組を
実施する観点から、その他の介護老人福祉施設と基準や報酬の取扱いに差を設けている。

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」のうち「ユニット型介護老人福祉施設」にのみ係るもの（例）

（設備）

第四十条 一 ユニット

イ（2）居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニット
の入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。

ロ（1）共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふ
さわしい形状を有すること。

（2）一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（勤務体制の確保等）

第四十七条

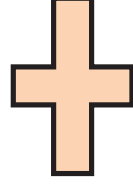
2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提
供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、一ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

【ユニットケアとは】

- 在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との馴染みの人間関係を築きながら、
家庭的な雰囲気の中で日常生活を営めるように介護。
- そのためには、ハードとソフトの両面が必要。

個性や生活のリズムを保つための個室と、ほか
の利用者や地域との関係を築くためのリビング
やパブリックスペースなどのハード



ユニットごとに配置された職員による、利用者一
人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの
提供、というソフト